

仙台市フードバンク活動支援助成金交付要綱

(令和4年3月29日 環境局長決裁)

(目的等)

- 第1条 この要綱は、本市で実施するフードドライブ事業に協力する等、食品ロス削減に貢献するとともに、市内に居住し、食料の確保に困難を抱えた生活困窮者（以下、「食料支援希望者」という。）に未開封食品等まだ食べることができる食品（第3条第1項において「未利用食品」という。）を提供する団体の活動を支援するため、予算の範囲内で助成する事業について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 助成金の交付については、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 3 本事業は、健康福祉局地域福祉部保護自立支援課及び環境局廃棄物事業部家庭ごみ減量課が共同で所管するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
- (1) 助成事業者 第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた者
- (2) 助成事業 第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた事業

(助成金の交付対象者)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 家庭や事業者等から未利用食品の寄附を受けて、生活困窮者等は無償でこれを提供するための活動（第3号において「フードバンク活動」という。）を市内で実施している団体で次のいずれにも該当すること
- ① 農林水産省ホームページ「フードバンク活動団体一覧」に掲載されていること
 - ② 自ら回収拠点を市内に設置し、未利用食品の回収及び提供を行っていること
- (2) 食料支援希望者のアセスメントを実施し、自立に向けた助言等を行うこと
- (3) 1年以上市内でフードバンク活動を行っている実績があり、第8条の申請時点においても市内で同活動を継続している団体であること
- (4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的として結成された団体又は公共団体が設立した団体は、助成の対象としない。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第1項第4号に規定する要件は、市長が助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第1項第4号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例(昭和40年条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(助成対象事業)

第6条 助成金の交付対象となる事業は、市民や事業者等から無償で支援を受けた食料を食料支援希望者へ提供することにより食品ロスの削減に取り組むとともに、本市の自立相談支援機関を周知すること等により自立に向けた助言等を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市又は本市が資本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業は、助成の対象としない。

3 第1項の事業を行うにあたっては、事業の利用者から利用料その他経費を徴収してはならない。

(助成対象経費及び補助率等)

第7条 助成対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。また、交付決定日以前より継続実施している助成対象事業については、次条の申請書の提出があった年度分に限る。助成の対象とする。

2 助成額の限度額は、助成事業者1団体につき、100万円とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要(様式2)
- (2) 事業計画書(様式3)
- (3) 収支予算書(様式4)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、当該申請に係る書類等の審査を行ったうえで、助成金交付の可否及び助成金の額を決定し、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定通知書(様式5)により申

請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から 14 日を経過した日までに、仙台市フードバンク活動支援助成金交付申請取下書(様式 6)により申請の取り下げをすることができる。

(助成金の交付)

第 11 条 市長は、助成金を規則第 15 条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

- 2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、仙台市フードバンク活動支援助成金請求書(様式 7)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 12 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定による助成事業に要する経費の配分又は助成事業等の内容の変更の申請は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認申請書(様式 8)により行うものとする。

- 2 前項の規定による変更の申請を要しない規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、助成対象事業の内容の変更(当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、助成金の額に変更を生じないものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認通知書(様式 9)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取消し又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成事業の遂行等の指示)

第 13 条 市長は、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(立入検査等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を

求め、又は事業所に立ち入り、書類その他物件の審査をし、若しくは関係者に質問するものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(実績報告)

第 15 条 助成事業者は、助成事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 仙台市フードバンク活動支援助成金事業実績報告書（様式 10）
- (2) 収支決算書（様式 11）
- (3) 食料受入一覧表（様式 12）
- (4) アセスメント票（様式 13）
- (5) 支援実績一覧表（様式 14）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成事業者は、前項に掲げる書類の記載内容を満たす書類がある場合は、前項第 1 号の書類を除き、当該書類に代えて任意の様式を提出することができる。

(助成金の額の確定)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、仙台市フードバンク活動支援助成金確定通知書（様式 15）により行うものとする。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 前項の取り消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、助成事業の当該取消に係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合においては、既にその額を

超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 19 条 助成事業者は、助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 1 月 19 日改正)

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表

	区分	内容
経費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・食料支援希望者のアセスメントを実施し、自立に向けた助言を行う人員の人件費 ※対象人員が週あたり・月あたりで本業務に従事した実績等を基に算出するなどしたものに限る
	賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所，駐車場に限る
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシのデザイン，ホームページの制作委託費等
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険料，自転車保険料等
	消耗品備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価5万円未満とする
補助率	上記助成対象経費総額の10/10。ただし，上限を100万円とする。	